



2026 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名 ARCHION 株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO
カール・デッペン
(コード 543A：東証プライム)
問合せ先 株式&IR 部長 剣持 隆雄
(TEL. 03-4218-2150)

株式の売出しに係る仮条件等の決定に関するお知らせ

2026 年 7 月 6 日開催の取締役会において実施の承認を決議し、同日お知らせいたしました Daimler Truck AG 及びトヨタ自動車株式会社が保有する当社普通株式の売出しに関し、売出価格の仮条件等が下記のとおり決定されましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し）

(1) 売 出 価 格 の 仮 条 件 1 株につき 250 円から 300 円

ただし、売出価格は、売出価格等決定日（2026 年 7 月 22 日（水）から 2026 年 7 月 27 日（月）までの間のいずれかの日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.95 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を上回らないものとする。

(2) 引 受 人 の 対 価 売出価格から引受価額（引受人より売出人に払い込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。また、売出人は、その裁量により、海外売出しに係る引受人に対して、追加的に手数料を支払うことがある。

ご注意：この文書は、当社普通株式の売出しに関して一般に公表するための適時開示文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

【ご参考】

1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し）の概要

- (1) 売出株式の種類及び数 下記①及び②の合計による当社普通株式 787,855,700 株
- ① 引受人の買取引受けによる国内売出しの対象株式として当社普通株式 425,442,100 株
- ② 海外売出しの対象株式として当社普通株式 362,413,600 株
- なお、最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、下記(2)に記載の売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、需要状況等を勘案した上で、2026 年 7 月 22 日（水）から 2026 年 7 月 27 日（月）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）に決定される。）
- (3) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。（ 国 内 ）
- (4) 受 渡 期 日 2026 年 7 月 29 日（水）から 2026 年 8 月 3 日（月）までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の 5 営業日後の日とする。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）の概要

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 118,178,300 株（上限）
- なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したものであり、引受人の買取引受けによる国内売出しの需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。なお、最終の売出株式数は、引受人の買取引受けによる国内売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる国内売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (3) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる国内売出しにおける申込期間と同一とする。
- (4) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる国内売出しにおける受渡期日と同一とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社普通株式の売出しに関して一般に公表するための適時開示文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。